

国の医療機関における一般競争入札参加資格の制限

〔相談の要旨〕

国のA医療機関における非感染性産業廃棄物の収集運搬業務契約に係る一般競争入札の参加資格が、次のとおり、極端に制限されているため、特定の業者のみが参加できる状況にある。入札参加の門戸を開くようにしてほしい。

- ① 業務仕様書では、非感染性産業廃棄物収集運搬業務（廃プラスチック類）と題してあり、記載されている調達内容についても非感染性産業廃棄物の収集運搬業務となっているにもかかわらず、競争参加資格の確認資料として、一般廃棄物収集運搬業許可証及び自治体の発行する処分場使用許可証の提出を要求している。

排出事業者は、事業系一般廃棄物と産業廃棄物等を分別する義務があり、事業系一般廃棄物と産業廃棄物等は個々に入札しなければならないので、産業廃棄物の収集運搬業務に係る入札参加資格は、県知事発行の産業廃棄物収集運搬業務の許可証で足りるものであり、一般廃棄物収集運搬業許可証及び自治体の発行する処分場使用許可証は不要である。

- ② 業務仕様書では、競争参加資格の確認の書類として、400床以上の大規模医療機関における収集運搬実績を求めているが、この医療機関の月間排出量は、廃プラスチック類が数トン、金属くずが僅かなど大規模医療機関に比べて著しく少ないことから、県知事の許可を受けた産業廃棄物業者であれば、適正な収集及び運搬が可能であるため、大規模医療機関における取扱実績は必要のないものである。

〔相談の結果〕

平成26年2月に相談を受けた当事務所において、A医療機関に対し事実確認を行った結果、いずれも非感染性産業廃棄物の収集運搬業務契約の入札参加資格として必要性のない事項であったことが判明し、相談の契機となった今年度の入札（平成26年2月）から、業務仕様書の入札参加資格を制限した事項が削除されることとなった。